

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月9日
【四半期会計期間】	第43期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	株式会社コスモスイニシア
【英訳名】	COSMOS INITIA Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高木 嘉幸
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目34番6号
【電話番号】	(03)5444-3220
【事務連絡者氏名】	経理部 部長 中崎 健一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目34番6号
【電話番号】	(03)5444-3220
【事務連絡者氏名】	経理部 部長 中崎 健一
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社コスモスイニシア西日本支社 (大阪市北区中崎西二丁目4番12号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第42期 第1四半期連結 累計期間	第43期 第1四半期連結 累計期間	第42期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高（百万円）	20,897	10,304	101,414
経常利益又は経常損失（ ） （百万円）	16	1,670	701
四半期純損失（ ）又は当期純利益 （百万円）	248	1,685	234
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	110	1,540	266
純資産額（百万円）	13,608	11,799	13,985
総資産額（百万円）	88,951	63,147	73,870
1株当たり四半期（当期）純損失金額 （ ）（円）	51.30	194.84	49.01
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期） 純利益金額（円）	-	-	-
自己資本比率（%）	15.30	18.69	18.93

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．上記の金額には消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3．潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額は、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期（当期）純損失であるため記載しておりません。

4．第42期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間の経営成績は、当社グループの主力事業である不動産販売事業におきまして、新築マンションの売上総利益率の改善や販売費及び一般管理費の削減が図られた一方で、前年同期と比較して、新築マンション及び戸建住宅の引渡を開始する物件が少なかったことから大幅な減収となり、売上高103億4百万円（前年同期比50.7%減）、営業損失15億34百万円、経常損失16億70百万円、四半期純損失16億85百万円を計上しましたが、概ね計画通りの業績推移となっております。

<連結業績>

(単位：百万円)

	前第1四半期	当第1四半期	前年同期比	増減率(%)
売上高	20,897	10,304	10,592	50.7
営業利益又は営業損失()	171	1,534	1,705	
経常損失()	16	1,670	1,654	
四半期純損失()	248	1,685	1,437	

報告セグメントの業績は以下のとおりであります。

不動産販売事業

新築マンション販売におきましては、『イニシアイオ浅草』（東京都）、『イニシア豊中刀根山』（大阪府）など、引渡戸数が56戸（前年同期比248戸減）となったことなどにより、売上高15億88百万円（同75.5%減）を計上いたしました。

戸建住宅販売におきましては、『コスモアベニューひばりヶ丘 MORIKAZE』（東京都）など、宅地分譲を含め18区画（同17区画減）を引き渡し、売上高8億13百万円（同49.0%減）を計上いたしました。

土地・建物販売におきましては、『平河町1丁目ビル』（東京都）などを引き渡し、新築マンションの販売代理収入などを合計した結果、不動産販売事業におきましては、売上高45億81百万円（同70.7%減）、営業損失8億4百万円を計上いたしました。

なお、新築マンションの売上総利益率()は前年同期比5.0%改善の19.7%、戸建住宅の売上総利益率()は同0.7%低下の17.8%となり、当第1四半期連結会計期間末における新築マンション・戸建住宅の未契約完成在庫数は各々48戸・1区画であります。(売上総利益率の算出に際し、たな卸資産評価損は含めておりません。)

<不動産販売事業の業績>

(単位：百万円)

	前第1四半期	当第1四半期	前年同期比	増減率(%)
売上高	15,627	4,581	11,045	70.7
営業利益又は営業損失()	641	804	1,445	-

< 売上高の内訳 > (単位：百万円)

	前第1四半期		当第1四半期		前年同期比		
	販売数量	金額	販売数量	金額	販売数量	金額	増減率 (%)
新築マンション(戸)	304	6,484	56	1,588	248	4,895	75.5
戸建住宅(区画)	35	1,594	18	813	17	781	49.0
土地・建物	-	7,400	-	2,119	-	5,281	71.4
販売代理・その他	-	147	-	60	-	86	58.9
合計	-	15,627	-	4,581	-	11,045	70.7

新築マンション及び戸建住宅の販売状況 (平成23年6月30日現在)

		引渡計画	契約済			契約進捗率 (%)
			前連結会計年度末	第1四半期	第1四半期末	
第2四半期 連結累計期間	新築マンション(戸)	408	303	53	356	87.3
	戸建住宅(区画)	48	19	18	37	77.1
通期	新築マンション(戸)	1,843	1,086	243	1,329	72.1
	戸建住宅(区画)	139	19	23	42	30.2

不動産賃貸事業

不動産賃貸事業におきましては、マンションのサブリース事業を中心に展開し、受託戸数が111戸増加の7,068戸となり、空室率も低水準で推移しましたが、平均賃料水準の低下などにより、売上高33億62百万円(同0.7%減)、営業損失7百万円を計上いたしました。

< 不動産賃貸事業の業績 > (単位：百万円)

	前第1四半期	当第1四半期	前年同期比	増減率 (%)
売上高	3,386	3,362	23	0.7
営業利益又は営業損失()	73	7	80	-
転貸マンション戸数	6,957	7,068	111	1.6
空室率 (%)	4.4	4.7	0.3	-

不動産仲介事業

不動産仲介事業におきましては、法人仲介及び近畿圏における個人仲介は堅調に推移した一方で、東日本大震災の影響に伴い、首都圏における個人仲介の取扱件数が減少したことなどにより、売上高1億95百万円(同12.8%減)、営業損失7百万円を計上いたしました。

< 不動産仲介事業の業績 > (単位：百万円)

	前第1四半期	当第1四半期	前年同期比	増減率 (%)
売上高	223	195	28	12.8
営業利益又は営業損失()	34	7	42	-
取扱高	7,588	7,038	549	7.2
取扱件数(件)	159	154	5	3.1

その他事業

その他事業におきましては、オフィスの改修工事等の受注が増加した一方で、オーストラリアにおけるホテル・リゾート運営事業において前年同期比減益となったことなどにより、売上高24億75百万円(同19.1%増)、営業損失61百万円を計上いたしました。

<その他事業の業績>

(単位：百万円)

	前第1四半期	当第1四半期	前年同期比	増減率(%)
売上高	2,078	2,475	396	19.1
営業利益又は営業損失()	9	61	70	-

(2) 資産、負債、純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は631億47百万円となり、前連結会計年度末比107億22百万円減少いたしました。これは、新たな事業用地の仕入れに伴い仕掛販売用不動産が増加した一方で、支払手形の決済や借入金の返済に伴い現金及び預金が減少したことなどによるものです。

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は513億48百万円となり、同85億36百万円減少いたしました。これは主に支払手形及び借入金が減少したことによるものです。

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は117億99百万円となり、自己資本比率は18.69%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能種類株式総数(株)
普通株式	505,000,000
第1種優先株式	31,500,000
劣後株式	20,000

(注)平成23年6月13日付の劣後株主を構成員とする種類株主総会、同年6月20日付の第1種優先株主を構成員とする種類株主総会、同年6月29日付の第42期定時株主総会及び普通株主を構成員とする種類株主総会の決議に基づき、定款の変更を行い、同年8月1日付で第1種優先株式の発行可能種類株式総数を31,500,000株から3,150,000株に変更いたしました。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,534,024	9,591,590	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注) 1, 2, 8
第1種優先株式	31,500,000	3,150,000	非上場・非登録	(注) 3, 4, 5, 6, 8, 9
劣後株式	14,472	14,472	非上場・非登録	(注) 3, 7, 8, 10
計	41,048,496	12,756,062		

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までの、新株予約権の行使により増加した普通株式数、また劣後株式の普通株式への転換により増加した普通株式数は含まれておりません。

2. 権利の内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
3. 第1種優先株式及び劣後株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
4. 第1種優先株式は、株価の変動により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動いたします。修正基準及び修正の頻度は以下のとおりであります。
修正の基準：大阪証券取引所の終値(45取引日目に始まる連続する30取引日平均)の90%
修正の頻度：6ヶ月に1回
5. 平成23年6月20日付の第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議及び同年6月29日付の第42期定時株主総会の決議に基づき、同年8月1日付で第1種優先株式10株を1株に併合いたしました。
6. 第1種優先株式のうち3,050,000株は、当社に対する金銭債権の現物出資による債務の株式化によるものであります。
7. 劣後株式は、株価の変動により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動いたします。修正基準及び修正の頻度は以下のとおりであります。
修正の基準：大阪証券取引所の終値(45取引日目に始まる連続する30取引日平均)の99%
修正の頻度：平成22年5月1日以降の取引日毎
8. 普通株式、第1種優先株式、劣後株式ともに、単元株式数は100株であります。
9. 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。
 1. 優先配当金
 - (1) 第1種優先配当金
当社は、期末配当金の支払いを行うときは、第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」

という。)または第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、かつ下記9の定める支払順位に従い、第1種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭(以下「第1種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第1種優先配当金の額

第1種優先配当金の額は、10,000円に、それぞれの事業年度毎に下記算式により算定される年率(以下「第1種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

$$\text{第1種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR(6ヶ月物)} + 1.50\%$$

「日本円TIBOR(6ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)(以下「第1種優先配当年率決定基準日」という。)の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第1種優先配当年率決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レートとして英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。

(3) 第1種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記9の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「第1種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。

(4) 累積条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して支払う第1種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その第1種優先株式1株当たりの不足額(以下「第1種累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。第1種累積未払配当金については、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記9の定める支払順位に従い、第1種優先株式1株につき第1種累積未払配当金の額に達するまで、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。

(5) 非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金および第1種累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、全ての種類の株主に対する残余財産の分配に先立ち、第1種優先株式1株につき、()10,000円、()第1種累積未払配当金および()第1種未払経過利息の合計額を支払う。「第1種未払経過利息」とは、残余財産の分配日の属する事業年度における第1種優先配当金の額に、残余財産の分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から残余財産の分配日(同日を含む。)までの日数を365で除して得られる数を乗じて得られる金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)をいう。但し、当該残余財産の分配日の属する事業年度中の日を基準日として第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

第1種優先株主は、平成25年6月30日以降平成45年6月30日(同日を含む。)までの間(以下「第1種転換請求期間」という。)いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該第1種優先

株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく第1種優先株主による取得の請求（以下「転換請求」という。）がなされた日（以下「転換請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、（ ）各第1種優先株主による転換請求にかかる第1種優先株式の数に、（ ）剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）の第1種優先株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる第1種優先株式以外の転換請求にかかる第1種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

「剰余授權株式数」とは、以下のAおよびBのいずれが小さい数をいう。

A：（ ）当該転換請求日における当社の発行可能株式総数より、（ ）（ ）当該転換請求日の前月の末日（以下「当該前月末日」という。）における発行済株式（自己株式を除く。）の数および（ ）当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数

B：（ ）当該転換請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、（ ）（ ）当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数および（ ）当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、第1種優先株主が当該転換請求日に転換請求をした第1種優先株式の数に10,000円を乗じて得られる額を当該転換請求日における下記（2）乃至（4）で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

（1）第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる第1種優先株式の数に10,000円を乗じて得られる額を、下記（2）乃至（4）に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

（2）当初取得価額

取得価額は、当初、平成21年10月30日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本（2）において「当初時価算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）の90%（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

なお、当初時価算定期間中に下記（4）に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は下記（4）に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

（3）取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月30日以降平成45年6月30日（同日を含む。）までの毎年6月30日および12月31日（以下、それぞれ「修正基準日」という。）における時価（以下に定義される。）の90%（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日に有効な取得価額を下回る場合には、当該修正基準日をもって当該修正基準日価額に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、平成25年7月1日以降、修正後取得価額が平成25年6月30日における取得価額の30%に相当する額（但し、下記（4）に規定する事由が生じた場合、下記（4）に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本（3）において「時価算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所（但し、平成22年3月31日までは株式会社ジャスダック証券取引所。なお、株式会社大阪証券取引所の承継人を含み、当社の普通株式が株式会社大阪証券取引所に上場していない場合は、当社の普通株式を上場または登録している他の金融商品取引所または店頭売買有価証券市場（複数ある場合は、当社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所または店頭売買有価証券市場）をいう。以下同じ。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

なお、時価算定期間中に下記（4）に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は下記（4）に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下本（4）において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{aligned} & (\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) \\ & + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \end{aligned}}{\begin{aligned} & (\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) \\ & + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{aligned}}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計

算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記およびのいずれかに該当する場合には、当社は第1種優先株主および第1種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 金銭を対価とする取得請求権

第1種優先株主は、平成25年6月30日以降の毎年7月1日から7月31日までの期間(以下「第1種償還請求期間」という。)、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)に定める条件および下記(2)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができるものとし、当社は第1種優先株主が償還請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める額(以下「任意償還価額」という。)の金銭を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、償還請求日における分配可能額または下記(2)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

(1) 取得の条件

第1種優先株主は、本項に基づく第1種優先株主による償還請求がなされた日(以下「償還請求日」という。)の最終事業年度にかかる貸借対照表における純資産の額から、以下の金額の合計額を控除した金額が150億円を上回る場合に限り、償還請求をすることができる。

- (a) 償還請求日の最終事業年度の末日(同日を含まない。)から第1種償還請求期間の開始日(同日を含まない。)までの間に剰余金の配当が決定された第1種優先配当金の総額
- (b) 償還請求日の最終事業年度の末日(同日を含まない。)から第1種償還請求期間の開始日(同日を含まない。)までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第1種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(2) 任意償還価額の上限金額

第1種優先株主は、償還請求日の最終事業年度にかかる損益計算書における当期純利益の2分の1から、以下の金額の合計額を控除した金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

- (a) 償還請求日の最終事業年度の末日(同日を含まない。)から第1種償還請求期間の開始日(同日を含まない。)までの間に剰余金の配当が決定された第1種優先配当金の総額
- (b) 償還請求日の最終事業年度の末日(同日を含まない。)から第1種償還請求期間の開始日(同日を含まない。)までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第1種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(3) 任意償還価額

任意償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。

- (a) 10,000円
- (b) 第1種累積未払配当金

(c) 第1種未払経過利息(但し、「残余財産の分配日」を「償還請求日」と読み替えて適用する。)

6. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、第1種転換請求期間中に取得請求のなかった第1種優先株式の全部を、第1種転換請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、かかる第1種優先株式の数に10,000円を乗じて得られる額を第1種転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる期間中に上記4.(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値は上記4.(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。)で除して得られる数の普通株式を第1種優先株主に対して交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

7. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額(以下「強制償還価額」という。)の金銭を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。

(a) 10,000円

(b) 第1種累積未払配当金

(c) 第1種未払経過利息(但し、「残余財産の分配日」を「強制償還日」と読み替えて適用する。)

8. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、第1種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

9. 優先順位

第1種優先配当金、第1種優先中間配当金および第1種累積未払配当金の支払順位は、第1種累積未払配当金を第1順位とし、第1種優先配当金および第1種優先中間配当金を第2順位とする。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

11. 株主総会において議決権を有しない理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

12. 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

13. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

10. 劣後株式の内容は、次のとおりであります。

1. 劣後株式配当金

当社は、劣後株式を有する株主(以下「劣後株主」という。)または劣後株式の登録株式質権者(以下「劣後登録株式質権者」という。)に対し、剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 当社の残余財産を分配するときにおいて、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主または普通登録株式質権者に対して、劣後株主または劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式1株につき下記(3)に定める普通株式分配基準額を支払う。

(2) 普通株主または普通登録株式質権者に対して上記(1)に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて、劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額(上記(1)に従い残余財産の分配をした後の残余財産の総額を、劣後株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する劣後株式の数を除く。)に劣後株式分配比率を乗じて得られる数および普通株式の発行済株式の総

数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の合計で除して得られる額をいう。）に下記（3）に定める劣後株式分配比率を乗じて得られる額の金銭を支払う。

（3）劣後株式分配比率

- （a）「普通株式分配基準額」は、当初、82円とし、下記（4）の定めに従って調整される。
- （b）「劣後株式分配比率」は、50,000円を上記（a）に定める普通株式分配基準額で除して得られる割合（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

（4）普通株式分配基準額の調整

- （a）以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり普通株式分配基準額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により普通株式分配基準額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の普通株式分配基準額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、普通株式分配基準額を調整する。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本（4）において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「普通株式分配基準額調整式」という。）により普通株式分配基準額を調整する。調整後の普通株式分配基準額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} & \left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式の数} \\ - \text{当社が保有する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する普通株式の数} \\ \times \text{1株当たり払込金額} \end{array}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \\ \text{調整後普通株式分配基準額} & = \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\quad}{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)} \end{aligned}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本（4）において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本（4）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、普通株式分配基準額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の普通株式分配基準額とする。調整後の普通株式分配基準額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。）、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、普通株式分配基準額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の普通株式分配基準額とする。調整後の普通株式分配基準額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による普通株式分配基準額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記（a）に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社は劣後株主および劣後登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の普通株式分配基準額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、普通株式分配基準額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために普通株式分配基準額の調整を必要とするとき、

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって普通株式分配基準額の調整を必要とするとき、

(c) 普通株式分配基準額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 普通株式分配基準額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後普通株式分配基準額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 普通株式分配基準額の調整に際し計算を行った結果、調整後普通株式分配基準額と調整前普通株式分配基準額との差額が1円未満にとどまるときは、普通株式分配基準額の調整はこれを行わない。

3. 議決権

劣後株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

劣後株主は、平成22年5月1日以降平成42年5月1日（同日を含む。）までの間（以下「劣後転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する劣後株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は劣後株主が取得の請求をした劣後株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該劣後株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく劣後株主による取得の請求（以下「転換請求」という。）がなされた日（以下「転換請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、（ ）各劣後株主による転換請求にかかる劣後株式の数に、（ ）剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）の劣後株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる劣後株式以外の転換請求にかかる劣後株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

「剰余授權株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。

A：（ ）当該転換請求日における当社の発行可能株式総数より、（ ）（ ）当該転換請求日の前月の末日（以下「当該前月末日」という。）における発行済株式（自己株式を除く。）の数、（ ）当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数および

（ ）当該前月末日における第1種優先株式（会社法第107条第2項第2号への期間の初日が到来し

ていないものを除く。)の株主(当社を除く。)が会社法第167条第2項の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

B：()当該転換請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、() ()当該前月末日における発行済普通株式(自己株式を除く。)の数、()当該前月末日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数および()当該前月末日における第1種優先株式(会社法第107条第2項第2号への期間の初日が到来していないものを除く。)の株主(当社を除く。)が会社法第167条第2項の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、劣後株主が当該転換請求日に転換請求をした劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を当該転換請求日における下記(2)および(3)で定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)をいう。

(1) 劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を、下記(2)および(3)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、平成22年5月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(以下、本(2)において「当初時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の99%(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する額とする。

なお、当初時価算定期間の開始日以降、平成22年5月1日(同日を含む。)までの間に上記2.

(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は上記2.(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(3) 取得価額の修正

劣後株主が転換請求をする場合、取得価額は、当該転換請求日における時価(以下に定義される。)の99%(円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り下げる。)に相当する額に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)

転換請求日における時価は、各転換請求日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(以下、本(3)において「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

なお、時価算定期間の開始日以降、転換請求日(同日を含む。)までの間に上記2.(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は上記2.(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、劣後転換請求期間の末日の翌日以降、いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下、本項において「一斉転換日」という。)が到来することをもって、劣後転換請求期間中に取得請求のなかった劣後株式の全部または一部を、普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる劣後株式を取得するのと引換えに、かかる劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を劣後転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる期間の開始日以降、一斉転換日(同日を含む。)までの間に上記2.(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値は上記2.(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。)で除して得られる数の普通株式を劣後株主に対して交付するものとする。劣後株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。なお、劣後株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、第1種優先株式の株主(当社を除く。)が存しない場合、いつでも、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、劣後株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる劣後株式1株を取得するのと引換えに、50,000

円を劣後株主に対して交付するものとする。なお、劣後株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等
 - (1) 当社は、劣後株式について株式の併合または分割は行わない。
 - (2) 当社は、劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。
8. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。
9. 株主総会において議決権を有しない理由
資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。
10. 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
取得する普通株式数が、取得する月において上場株式数の10%を超えないように制限をする措置を講じております。
11. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第1四半期会計期間において、行使価格修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり行使されております。

第1種優先株式

該当事項はありません。

劣後株式

	第1四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	1,516
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	381,736
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	198.6
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	7,044
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	1,555,799
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	226.4
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年6月29日 (注)1		40,666,760		5,000	64	93
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日 (注)2	381,736	41,048,496		5,000	-	93

(注)1. 資本剰余金からの配当に伴う資本準備金の積立であります。

2. 劣後株式の転換請求に伴う普通株式の交付による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 31,500,000		(注)1
	劣後株式 14,400		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,300		(注)1
	完全議決権株式(その他)	普通株式 9,119,300	91,193 (注)1, 2
単元未満株式	普通株式 31,688		(注)1
	劣後株式 72		(注)1
発行済株式総数	40,666,760		
総株主の議決権		91,193	

(注)1. 第1種優先株式、劣後株式及び普通株式の内容は、「1(1) 発行済株式」の「内容」に記載しております。

2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,500株(議決権15個)含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社コスモスイニシア	東京都千代田区内幸町一丁目3番2号	1,300	-	1,300	0.00
計		1,300	-	1,300	0.00

(注)当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は、1,398株であります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,860	5,863
受取手形及び売掛金	3,759	2,106
販売用不動産	4,455	2,375
仕掛販売用不動産	26,460	30,771
その他のたな卸資産	294	345
繰延税金資産	7	12
その他	6,043	5,292
貸倒引当金	21	10
流動資産合計	57,860	46,756
固定資産		
有形固定資産	429	445
無形固定資産	235	279
投資その他の資産		
長期貸付金	8,952	9,270
繰延税金資産	10	11
その他	6,448	6,451
貸倒引当金	66	66
投資その他の資産合計	15,345	15,665
固定資産合計	16,010	16,390
資産合計	73,870	63,147

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,715	1,897
短期借入金	710	170
1年内返済予定の長期借入金	13,231	14,342
未払法人税等	18	4
賞与引当金	130	95
その他	13,531	12,803
流動負債合計	34,337	29,312
固定負債		
長期借入金	16,474	12,882
事業再生損失引当金	5,974	6,068
その他	3,098	3,085
固定負債合計	25,547	22,035
負債合計	59,884	51,348
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金	6,630	5,985
利益剰余金	3,980	2,295
自己株式	0	0
株主資本合計	15,611	13,279
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	0
為替換算調整勘定	1,626	1,480
その他の包括利益累計額合計	1,625	1,480
純資産合計	13,985	11,799
負債純資産合計	73,870	63,147

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 】
【 四半期連結損益計算書 】
【 第 1 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)
売上高	20,897	10,304
売上原価	16,912	8,736
売上総利益	3,985	1,568
販売費及び一般管理費	3,814	3,103
営業利益又は営業損失 ()	171	1,534
営業外収益		
受取配当金	7	8
設備賃貸料	21	15
その他	37	15
営業外収益合計	66	39
営業外費用		
支払利息	244	141
その他	10	33
営業外費用合計	254	175
経常損失 ()	16	1,670
特別利益		
投資有価証券売却益	15	-
その他	0	-
特別利益合計	15	-
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	238	-
本社移転費用	-	13
その他	0	2
特別損失合計	238	16
税金等調整前四半期純損失 ()	239	1,687
法人税、住民税及び事業税	3	3
法人税等調整額	5	4
法人税等合計	8	1
少数株主損益調整前四半期純損失 ()	248	1,685
四半期純損失 ()	248	1,685

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	248	1,685
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	9	0
為替換算調整勘定	147	145
その他の包括利益合計	138	145
四半期包括利益	110	1,540
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	110	1,540

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)																				
1. 偶発債務 顧客等の金融機関借入金等について、下記の債務保証を行っております。	1. 偶発債務 顧客等の金融機関借入金等について、下記の債務保証を行っております。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>顧客住宅ローン連帯保証債務</td> <td style="text-align: right;">1,989</td> </tr> <tr> <td>Kingfisher Bay Resort</td> <td style="text-align: right;">504</td> </tr> <tr> <td>Village Pty Ltd</td> <td style="text-align: right;">(6百万豪ドル)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">2,493</td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	保証額(百万円)	顧客住宅ローン連帯保証債務	1,989	Kingfisher Bay Resort	504	Village Pty Ltd	(6百万豪ドル)	計	2,493	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>顧客住宅ローン連帯保証債務</td> <td style="text-align: right;">95</td> </tr> <tr> <td>Kingfisher Bay Resort</td> <td style="text-align: right;">497</td> </tr> <tr> <td>Village Pty Ltd</td> <td style="text-align: right;">(5百万豪ドル)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">592</td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	保証額(百万円)	顧客住宅ローン連帯保証債務	95	Kingfisher Bay Resort	497	Village Pty Ltd	(5百万豪ドル)	計	592
被保証者	保証額(百万円)																				
顧客住宅ローン連帯保証債務	1,989																				
Kingfisher Bay Resort	504																				
Village Pty Ltd	(6百万豪ドル)																				
計	2,493																				
被保証者	保証額(百万円)																				
顧客住宅ローン連帯保証債務	95																				
Kingfisher Bay Resort	497																				
Village Pty Ltd	(5百万豪ドル)																				
計	592																				

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1. 当社グループの主要事業である不動産販売事業においては、顧客への引渡時に売上高を計上しておりますが、引渡時期につきましては、例年、2～3月頃に集中することが多くなるため、第4四半期連結会計期間の売上高が他の四半期連結会計期間と比べ高くなる傾向があります。	1. 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フローは作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費	74百万円	74百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	第1種優先株式	292	9.30	平成22年3月31日	平成22年6月30日	資本剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	第1種優先株式	645	20.50	平成23年3月31日	平成23年6月30日	資本剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	不動産 販売事業	不動産 賃貸事業	不動産 仲介事業	その他 事業	
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	15,627	3,356	223	1,690	20,897
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高		29		388	418
計	15,627	3,386	223	2,078	21,315
セグメント利益	641	73	34	9	758

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	758
セグメント間取引消去	27
全社費用(注)	559
四半期連結損益計算書の営業利益	171

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	不動産 販売事業	不動産 賃貸事業	不動産 仲介事業	その他 事業	
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	4,581	3,331	195	2,196	10,304
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高		31		278	310
計	4,581	3,362	195	2,475	10,615
セグメント損失()	804	7	7	61	881

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	881
セグメント間取引消去	21
全社費用(注)	632
四半期連結損益計算書の営業損失()	1,534

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額()及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	51円30銭	194円84銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(百万円)	248	1,685
普通株主に帰属しない金額(百万円)	160	151
(うち優先配当額)	(160)	(151)
普通株式に係る四半期純損失金額()(百万円)	409	1,836
普通株式の期中平均株式数(株)	7,977,447	9,427,850

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月9日

株式会社コスモスイニシア
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂田 純孝 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 友裕 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下田 琢磨 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コスモスイニシアの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コスモスイニシア及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。